

「グリーンウェーブ」・「グリーンウェーブ+」 判定基準

項目 (目的)	判定対象	グリーンウェーブ判定基準	グリーンウェーブ+判定基準
必須			
安全性 原材料等の 使用の合理化	金属を除く主要材料に 木材を使用している製品	JIS,JAS にホルムアルデヒド放散量基準の存在する材料に関しては、全てがF☆☆☆☆レベル以上の認定を受けた材料、 もしくはこれと同等の材料を使用している製品	金属を除く主要材料がバイオマスであり、バイオマスの主要部材に早期再生可能材を25%以上使用している、もしくは森林認証製品
	軽量化を目指した製品	従来の同等品の機能を維持しながら軽量化した製品	同等製品の使用材料もしくは製品全体の温室効果ガス排出量を6% (材料) もしくは5% (製品) 以上削減した製品
再生材料の利用 原材料等の 使用の合理化	金属を除く主要材料に プラスチックを使用している製品	再生プラスチックがプラスチック総質量の10%以上使用されている製品	ポストコンシューマー再生材料*1 が製品質量の20%以上使用されている製品
	金属を除く主要材料に 紙を使用している製品	再生紙が紙の総質量の50%以上使用されている製品	環境負荷低減効果が確認された植物を原料とするプラスチックが、プラスチック重量の25%以上使用されている製品
	金属を除く主要材料に 木材を使用している製品	再生木材を使用している製品	
再資源化 構造の工夫 分別のための工夫	単一素材に分離できる 製品	製品質量の70%以上が一般的な工具で単一素材に分離でき、かつ製品に使用されている樹脂、非鉄金属の部品数の90%以上に材質表示がされている製品 (表示対象部品：質量30g以上)	製品質量の95%以上が一般的な工具で単一素材に分離でき、かつ製品に使用されている樹脂、非鉄金属の部品数の90%以上に材質表示がされ分解手順書を作成し開示する製品 (表示対象部品：質量30g以上)
再使用化 再使用化の配慮	製品や部品の リユース可能な製品	リユースできる構造を有している製品。	使用済の製品または製品の一部を回収し、新たに製品化されること
長寿命化 長期間使用の促進	一般的な工具で簡単に 補修部品交換が可能な製品 もしくはソフトウェアのアップデートが可能な製品	消耗品がサービスパーツ化されている製品 メンテナンス性が高い構造である製品 (例：カバーリング、クリーニング、ソフトの更新等) 製品、部品の一部を交換・追加してアップグレードが可能な製品	海外のグローバルな強度基準 (例：BIFMA*2、GS*3) に適合している製品
安全性と環境保全 安全性の配慮	有害化学物質の使用量を削減した製品	JIS、JAS にホルムアルデヒド放散量基準の存在する材料に関しては、全てがF☆☆☆☆レベルの認定を受けた材料、もしくはこれと同等の材料を使用している製品	左記グリーンウェーブ基準に加え、製品からのホルムアルデヒドの放散速度が5 μ g/m ² h以下相当の製品
		従来よりも環境負荷の低減を図った材料・部品を使用した製品等	特定有害物質の使用禁止を遵守した製品 (RoHS 指令*4 に準拠していること)、もしくは REACH 規制の規制*5 物質が含有していないか、利用方法が合致していると確認された製品
省エネルギー化 消費エネルギーの削減	製品の使用において消費エネルギーの削減を目指した製品	従来の同等品と比較し、10%以上消費エネルギーを削減している製品	製品の使用において温暖化ガス排出量 (CO ₂ 換算) の削減量が、現行同等製品に比べて、30%削減できる

以下の2つの条件を満たした場合に「グリーンウェーブ」「グリーンウェーブ+」製品として判定する。

・上記「必須項目」に記載した基準をすべて満たすこと。・上記「選択項目」に記載した基準の内、どれかひとつを満たすこと。

*1 ポストコンシューマー再生材料：一度市場に出荷され、使用済みのものを回収し、再生した材料 *2 BIFMA (The Business and Institutional Furniture Manufacturers Association)：北米のオフィス家具の業界団体 *3 GS (Gepufte Sicherheit)：ドイツの安全性認証 *4 RoHS 指令：EU で施行された、電子電気機器に含まれる特定有害物質 (カドミウム、鉛、水銀、六価クロム、ポリ臭化ビフェニル、ポリ臭化ジフェニルエーテル等) の使用規制 *5 REACH 規則：2007年にEUで施行された化学物質に関する規制